自宅で！　オフィスで！

インターネットで簡単！地方税を一括手続！

エルタックス eLTAX

地方税ポータルシステム

都道府県・市区町村から届いた納付書に eL-QR があれば簡単便利に お支払サイト、スマホ決済アプリから キャッシュレス納付ができます！

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。（メンテナンス時間を除く）
- eLお支払サイトでは以下の納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・ATM（ペイジー）
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付（口座振替）（※）

 （※）事前にeLTAXの利用者登録／口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
 - ・各社の決済アプリで直接eL-QRを読み取ってください。

令和8年9月24日から 地方税以外の地方公金でも eL-QR 付き納付書での キャッシュレス納付がスタート！



納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては eLお支払サイトをご覧ください。

▶ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

eLお支払サイト

※「地方税お支払サイト」は令和8年9月24日に「eLお支払サイト」に名称変更

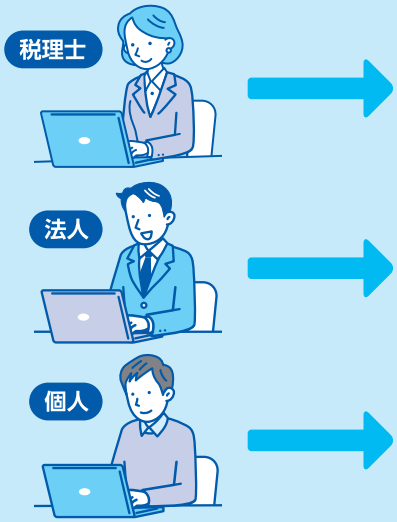
都道府県・市区町村に 地方税に関する申告等を 一括手続

市区町村に 給与支払報告書を 一括提出

電子申告・電子納付等が 24時間365日 可能になります！ ※メンテナンス時間を除く

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続（申告・申請・納付等）も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

1 インターネットで手続



2 eLTAXで受付

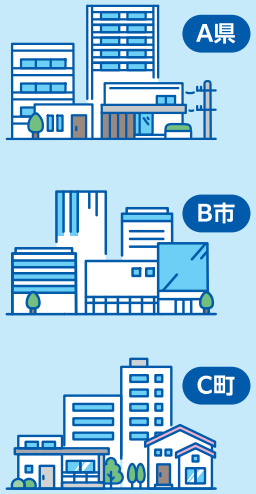
eLTAX

電子申告

電子申請・届出

電子納付

3 都道府県・市区町村へ配信



eLTAXが便利になります

☑ **PCdesk(WEB版)の機能拡充**
DL版のみで可能だった手続の一部がWEB版で利用できるようになります！

☑ **GビズIDログイン機能の実装** 事業者対象
eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ以後はGビズIDでログインできます！

詳しくは地方税共同機構ホームページをご覧ください。

▶https://www.lta.go.jp/

スマートフォンからもご覧いただけます。
※利用届出等の手続はできません。

地方税共同機構

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

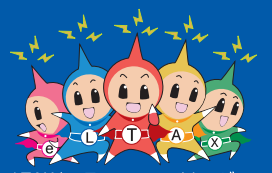
▶https://eltax5.custhelp.com/

※令和8年9月24日以降の新URL

LTA 地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

eLTAX（エルタックス）

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続（申告・申請・納付など）を行うことができる地方税のポータルシステムです。
オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に地方税の手続ができます。



eLTAXキャラクター：エルレンジャー

ご利用の流れ

STEP 1　利用届出
eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。

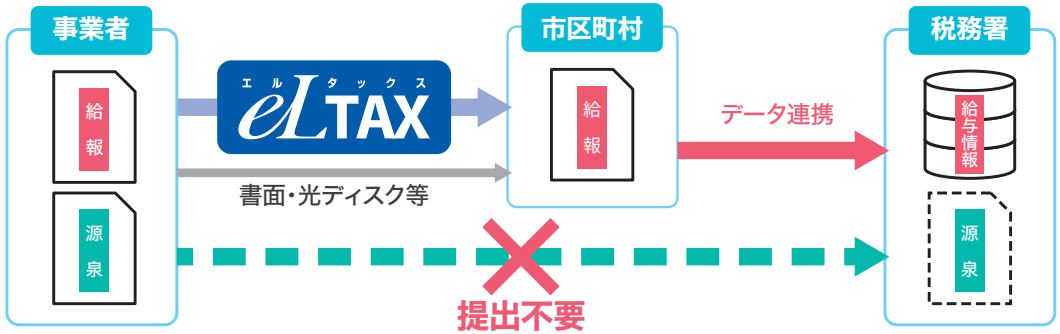
STEP 2　利用者IDの取得
利用者IDが発行されeLTAXにログインできるようになります。
（暗証番号の設定が必要です）

STEP 3　eLTAX対応ソフトウェアの準備
Webブラウザでアクセスして利用できるPCdesk（Web版）とパソコンにインストールして利用できるPCdesk（DL版）があります。
税務会計ソフトウェアを使用する場合は「eLTAX対応」のものを使用してください。

STEP 4　電子申告
電子申請・届出
電子納付

令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
源泉徴収票を税務署に提出したとみなされます



制度改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署への提出が不要になります。（源泉徴収票のみなし提出の特例）

令和8年度分から
個人住民税電子申告
システムも好評稼働中



eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス！

納税通知書等※の電子送付がスタート！※課税明細書を含む

● 法人は令和9年4月から、個人は令和10年4月から申請できます。アカウントの事前登録開始までにGビズIDの取得を推奨しています。（令和9年1月からGビズIDアカウントの事前登録が可能になります。）



● 対象となる税目　・固定資産税 ・都市計画税 ・自動車税 ・軽自動車税